
今月のテーマ 教育資金を一括贈与した場合の贈与税の非課税制度

平成 25 年度税制改正において、教育資金を一括贈与した場合の贈与税の非課税制度が創設されました。今回はこちらの制度についてご紹介したいと思います。

1. 制度の概要

(1) 教育資金口座の開設

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に、30 歳未満の個人(受贈者)が、教育資金に充てるために、その受贈者の直系尊属(父母、祖父母など)から、金融機関等との教育資金管理契約に基づき、以下の方法により 1,500 万円(学校等以外の教育資金は 500 万円)までの金額の贈与を受け、教育資金非課税申告書を取扱金融機関の営業所等を經由して税務署に提出したときは、贈与税が非課税となります。

- ① 信託銀行との間の信託受益権を取得した場合
- ② 書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預貯金として預け入れた場合
- ③ 書面による贈与により取得した金銭で証券会社等で有価証券(MRF や MMF)を購入した場合

(2) 教育資金口座からの教育資金の支払い

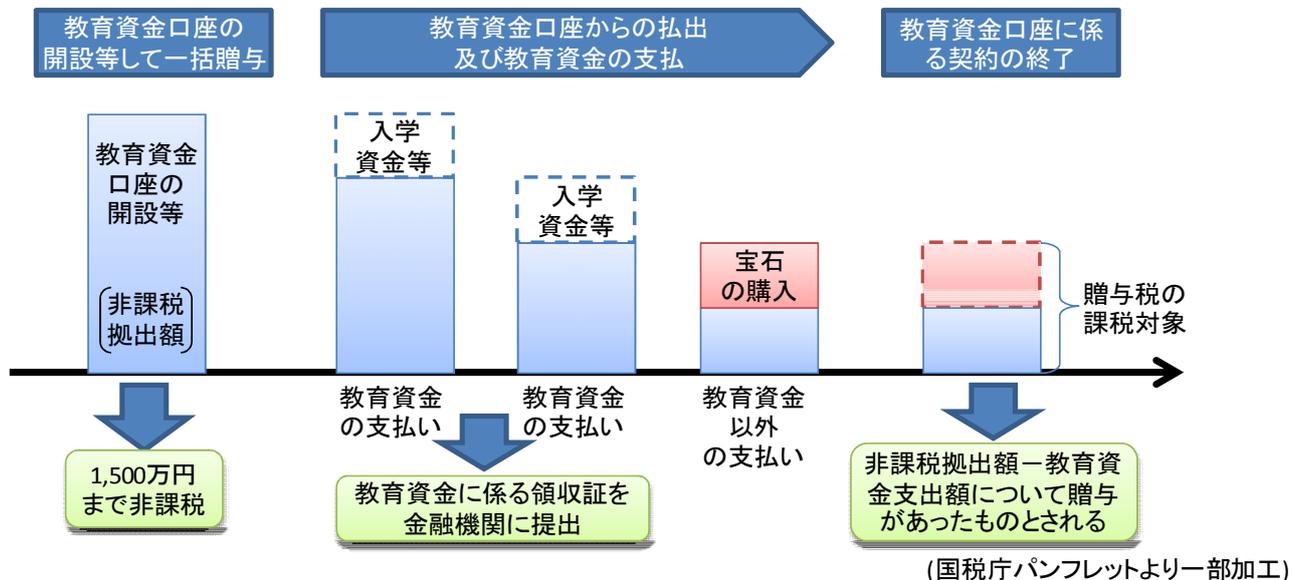
教育資金の支払を教育資金口座から払出をして支払った場合には、その支払にかかる領収証等を、支払日の翌年 3 月 15 日までに取扱金融機関の営業所等に提出しなければなりません。

(3) 教育資金管理契約の終了

次の事由に該当した場合は教育資金管理契約が終了します。この場合、非課税拠出金額から教育資金支出額を控除した残額があるときは、その残額については①又は③の事由が生じた年において贈与税の課税対象となります。

なお、②の場合にその残額があるときでも、贈与税の課税対象とはされません。

- ① 受贈者が 30 歳になったこと
- ② 受贈者が死亡したこと
- ③ 教育資金管理契約にかかる信託財産などの口座等の残額がゼロとなり、合意をもって教育資金管理契約を終了したとき



2. 教育資金

教育資金とは、次に掲げる金銭をいいます。

- ① 小学校、中学校、高校、大学、専修学校などの学校等に直接支払われる次のような金銭
 - ・ 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学・入園試験に係る検定料など
 - ・ 学用品の購入費、修学旅行費、給食費などの学校等における教育に伴って必要な費用など
- ② 学校等以外に直接支払われる金銭で社会通念上相当であると認められる次のようなもの
 - ・ 学習塾・そろばんなどの教育に関するものや、水泳・野球などのスポーツ、ピアノ・絵画など文化芸術に関するもの
 - ・ 上記で使用する物品の購入費や、学校等が必要と認めた物品など